

琉球大学学生表彰規程

〔平成13年7月24日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則第53条及び琉球大学大学院学則第37条の規定に基づく学生の表彰並びに学生の課外活動における表彰について、必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対し行う。

- (1) 学業成績が特に優れ、かつ、他の学生の模範になったと認められる者
- (2) 学術研究で高い評価を受けたと認められるもの
- (3) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の発展に功績があったと認められるもの
- (4) 本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (5) その他前4号と同等と認められるもの

(被表彰者等の推薦)

第3条 被表彰者等の推薦は、学生の所属する学部又は研究科の長から学長に推薦書を提出することにより行う。ただし、課外活動を行う個人又は団体の推薦にあつては、顧問教員がこれを提出するものとする。

2 前項の推薦に当たっては、教授会又は研究科委員会の議を経なければならない。ただし、前項ただし書の場合にあつては、この限りでない。

(選考委員会)

第4条 被表彰者の選考を行うため、選考委員会を置く。

(組織)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事(教育・学生担当)
 - (3) 学部長
 - (4) 学長が特に必要と認める者若干人
- 2 前項第4号に規定する委員は、学長が任命する。
- 3 前項に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、学生部学生課において処理する。

(表彰の決定)

第8条 学長は、選考委員会の選考結果を教育研究評議会に諮り、その議を経て表彰を決定する。

(表彰の時期)

第9条 表彰の時期は、原則として開学記念日又は卒業式の日とする。

(表彰の方法)

第10条 学長は、表彰を決定したときは、学長賞(別紙様式)を授与する。

2 前項の学長賞には、記念品を添えることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年7月24日から施行する。

附 則(平成15年11月4日)

この規程は、平成15年11月4日から施行する。

附 則(平成16年5月17日)

この規程は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

学 長 賞

氏 名
(団 体 名)

あなた(貴部)は において

本学の榮譽を高めました
(優秀な成績を修めました)

ここに功績をたたえ表彰します

平成 年 月 日

琉球大学長 氏 名 印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができるもの